

移動タンク貯蔵所の定期点検期間の弾力化



令和元年8月27日より

移動タンク貯蔵所の定期点検については、危険物の規制に関する規則第62条の5の4により、完成検査済証の交付を受けた日又は直近において当該移動貯蔵タンクの漏れの点検を行った日から5年を超えない日までの間に1回以上行わなければなりませんでしたが、今回の改正により、5年を経過する日の属する月の末日までの間に1回以上行えば良いことになりました。

<点検日の考え方(事例)>

従来



改正後

